

平成21年台風9号により被災されたみなさまにお見舞いを申し上げます

このたびの平成21年台風9号により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、次の弊社連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますのでご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ご契約に関するご相談等

・お客さま相談室

03-3257-3120

(9:00~17:00 ※土・日・祝日および年末年始を除く)

■事故のご連絡

・事故受付専用フリーダイヤル

0120-388-924 (24時間年中無休)

※平成21年台風9号の被害により災害救助法が適用された地域につきましては、次頁をご参照ください

2009年8月11日
明治安田損害保険株式会社

平成21年台風9号の被害により災害救助法が
適用された地域の保険契約に関する特別措置について

このたびの平成21年台風9号による被害について、以下の地域で災害救助法が適用されました。弊社では、適用地域にお住まいのご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または弊社連絡先にお問合せください。

（※）契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

<2009年8月12日現在>

災害救助法適用市町村	法適用日
<兵庫県> ・佐用郡佐用町（さようぐんさようちょう） ・宍粟市（しろうし） ・朝来市（あさごし） <岡山県> ・美作市（みまさかし）	2009年8月9日